

第四十三回
国会

参議院通信委員會會議錄第十八号

昭和三十三年三月二十七日(水曜日)
午後一時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 顯道君
理事 鈴木 恭一君
寺尾 豊君
松平 勇雄君
光村 甚助君

委員

新谷寅三郎君
最上 英子君
谷村 貞治君
野上 元君
横川 正市君
須藤 五郎君

衆議院議員

委員長代理理事
國務大臣

政府委員

郵政政務次官 保岡 武久君
郵政大臣官房長 武田 功君
郵政省電波 西崎 太郎君
監理局長 若狹 得治君
運輸省船員局長 和田 勇君
海上保安庁長官 倉沢 岩雄君
事務局側 常任委員 倉沢 岩雄君
會專門員 倉沢 岩雄君

説明員

日本電信電話 山下 武君
公社運用局長

本日の會議に付した案件

○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊藤顯道君) ただいまから通信委員會を開会いたします。

電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、お手元に配付いたしましたように、衆議院において修正されております。まず、衆議院における修正点について、説明を聴取します。衆議院通信委員會委員長代理理事岡田修一君。

○衆議院議員(岡田修一君) きようは衆議院の通信委員會の長が参りまして御説明すべきはございませんが、余儀なき事故がございましたので、私、通信委員會の理事をしております岡田でございますが、かわりまして御説明させていただきます。

衆議院における政府原案に対する修正案は、お手元に配付されておるようでございますので、その修正の趣旨だけを説明させていただきます。

まず、修正点の第一は、法第五十条第一項の表中、第二種局乙及び第三種局甲の通信長の資格に關し、原案では、第一級通信士については、経歴要件の定めがなく、また、第二級通信士については、通信長となる前十五年以内、に船船局もしくは海岸局で、二級通信士として一年以上の業務経歴を要するとされておりましたのを、一級通信士については、前十五年以内に船船局もしくは海岸局において一級または二級

通信士として一年以上、二級通信士につきましては同じく前十五年以内に船船局において二級通信士として一年以上と、それぞれ修正いたしましたものであります。これは、二種局乙及び三種局甲の通信長の資格要件に關し、電波法と國際電氣通信條約の規則との關係を明確にいたしますとともに、通信長の資格要件を、法改正による船船局の種別移動の実態に適合せようとするものであります。

修正点の第二は、附則第二項の経過措置の対象を現存船の船船局に限らないで、新造船をも含むこととしたことと、また、その期間を四年間とするものと、また、別表を第五十条第一項の修正に伴つて、修正したのであります。その趣旨は、新体制への移行の万全を期しようというものであります。

最後に、附則第三項の追加は、法施行の際、第二種局乙の通信長としての要件を備えながら、前述の資格要件の修正によつて、要件を備えないこととなるものに對する救済措置であります。以上をもちつて、修正趣旨の説明を終らせていただきます。

○委員長(伊藤顯道君) これより本案に對する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○新谷寅三郎君 ただいま衆議院の岡田議員から、衆議院における修正点及びそれに対する御説明があったのであ

りますが、私は、政府側に伺いたいのですが、衆議院の修正によりまして、初めから電波法の改正案を出しておられる郵政當局、及び実質的には非常に関係の深い運輸省當局として、修正の結果、多少変わつてくる点があると思つておるわけですが、これに対する政府の御見解を伺つておきたいのであります。

○國務大臣(小沢久太郎君) 別に支障はないと私も考える次第でございます。こまかいことにつきましては、政府委員より答弁いたします。

○政府委員(西崎太郎君) 大臣の今の御答弁に補足させていただきます。

第一に、法第五十条第一項の表中第二種局乙及び第三種局甲の通信長の経歴要件が修正になりますと、これにつきましては、條約の規定との關係を明確にすることにいたしますので、けつこうだと存するものであります。なお、今回の修正で、條約の最小限の要求を若干上回るというふうになつておりますが、その加重の程度はごく輕微であり、今回の改正によつて、従前第一種局または第二種局甲であつたものの大半が第二種局乙及び第三種局甲になることを考えますと、電波監理上は支障がないと思つております。

第二に、附則第二項の経過措置の對象が全船船に拡大されることになるわけでありまして、また、その期間が四年間となるのであります。これにつきましては、公衆通信に及ぼす影響の緩和その他のいわゆる新体制への移行の準備に若干の余裕ができることになりま

すので、電波監理上は支障はない。

第三に、別表の修正は、先ほど申し上げました法第五十条第一項の修正と同趣旨のものでございますが、新たに附則第三項が追加されたことによりまして、改正法が施行の際、第二種局乙の通信長の資格要件を備えていた者に對する救済措置がこれによつて講ぜられますので、その無線通信士に對する既得權の保護にも欠けることがない。かつ、前に申し上げましたように、加重の程度も輕微でありますので、無線通信士の需給にも影響を及ぼさないものと存じております。

以上。

○新谷寅三郎君 ここで、一つ問題になる点があるのですが、それは、この法律の書き方は別として、いわゆる今の新造船についても、やはり附則の修正によりまして、今度は現存船と同じように、今後——今後といひますか、施行後四年間は従来の例によつて処理をするということになつておると思つております。その点が非常に変わつておると思つております。この点は考え方の相違から、いずれが正しいかということについては、今ここで言う必要はないので

すけれども、ただ新造船について考えると、これからずつと設計をしたり、造船することを注文したりする船は、四年間の間に船ができ上がるという見込みのものは、やはり無線通信士の部屋をよけい用意しておかなければならぬということになると思つております。そ

の点は、政府の提案の施行期日のきめ方についても多少の問題があると思うのは、法律公布後四カ月をこえない日から施行するのだということになっていきますね。その辺の期日が不確定なんですね。そうすると、ちよつと半月とか十日くらい前後がありまして、要求せられる部屋の数が増えてくるので、通信士に対するということについて、政府提案は新造船は、これは法律公布後四カ月の間に施行されれば、そのときから船室の準備は必要ないというふうになっておつたのが、こういうふうに変つてくると、相当これは造船方面では問題になるかと思うのですけれども、この点については、郵政省は運輸省とよく打ち合わせになつて、今のような見解を述べておられるのですが、運輸省もこれで実際問題としては差しつかえないという見解なんですか。

○政府委員(西崎太郎君) 電波監理上は支障はないと申し上げたのでありまして、この問題につきましては、運輸省と一体的な考え方をとっておりますので、詳細につきましては、運輸省のほうからひとつ御説明を御聴取願いたいと思います。

○政府委員(若狭得治君) 先ほど修正案についての運輸省の見解をとお話でございまして、ただいま新谷さんからもお話がございましたように、新造船に対する措置というものが、今度の修正で一番大きな問題であると思ひます。今度の法律改正の主眼というものは、国際水準に船舶無線局の運用義務時間を合わせるということでございますので、それが、本則におきまして

は、その趣旨が貫かれたわけでございいますけれども、その経過期間をどういふふうにするかというふうな問題についてお話をされたわけであります。新造船につきましても、現在、御承知のように、各国とも非常に少ない人員の船を競争して作つておられるような状態でございまして、二、三年前の半數程度の乗組員で船を運用するような設計を現在行なつておられますし、現に、昨年度中にできました船舶につきましても、非常に少數の乗組員で運用されている船舶が多いわけでありまして、したがいまして、われわれといたしましては、新造船については理想的な形態でもって法律を実施していただきたいという希望を持つておつたわけでございまして、けれども、実際の労働問題その他の観点から、こういうような修正というものは、われわれの單なる理論的な考え方よりも、むしろ実情に合つておるのではないかと、いろいろな考え方もございますし、また、新造船につきましても、四年後には当然本則に戻つた運用ができるわけでございますので、それに合ふような設計というものを現在考えるように事務当局で検討いたしておる次第でございます。

○新谷眞三郎君 船員局長ですから、船舶局長とか海運局長でないと、ほんとうのところはわからないかもしれませんが、けれども、運輸省によくお伝えいたしたいと思ひますのは、現存船舶が、三年というのが四年になつても、これは実質的にそういう変化による影響というものはそうたいしたことではないので、郵政省の言われるように、あの意味においては、準備期間が長いの

だから、移り変わりがよりスムーズにいくだろうということは言えるだろうと思ふのです。ただ、新造船に關しては、そういうふうな先の計画というものを勝手にきめて注文するのが悪いのかもしませんが、やはり設計をするときには、大體船舶の建造期間が一隻について一年半から一年半かかるとすれば、そのときには大體どういふふうになるだろうということを考えながら、政府の意思もよく見きわめて常識的に割り出していくのが普通だと思ひますが、といつて、こういった法律も出ていないんですから、政府との間に補償とかいふ問題は起こらないと思ひますが、實際問題としては、やがてできるであろう新造船については相当に影響があるだろうと思ふのです。郵政省もそうだけれども、特に運輸省のほうでは、そういう問題について、さらに新造船の船室の構造をある程度変えていくとか何とかなうような問題が起るのでは、そういうことについて、特に通信士との間にいろいろトラブルが起ると思ふのです。これらについては、運輸当局にも適當な指導をしていただくように希望しておく次第でございます。

それから、少し質問をしたいのです。郵政当局にお伺ひしたいのは、先般三十八年二月十日というので、こういう資料をいただいております。この中に、いろいろ私の希望するような数字が入つておりますから、重ねてこれをお尋ねしようと思ひますが、一言で申し上げると、先年の国会で電波法を審議いたしました際に、私から御披露したような海上の通信の状況、すなわち日本船舶一隻当たりの一日の送受信の通数というものは、ここにあるように、四・七二通とありますが、この状態はその後ますます引き続いてあまり変動がないというふうに考へてよろしいでしょうか。

それから、これは一隻当たり直したと思ふのですが、全体の海上通信、海上船舶と海岸局との間の通信の総数といふことが、トラフィックはどういうふうに加増してきておりますか、減つていないと思ひませんが、その増加率は年々どういふふうな傾向になつておるか。ここに出ておりませんけれども、わかればお知らせいただきたい。それからもう一つ、それは、あるいは運輸省のほうがいいのかもしれませんが、私が先年調べたところによりまして、國産のいわゆるオート・アラームについては、非常に信頼性がないといふことをいわれておりましたが、それにもかかわらず、日本から外國に輸出する船舶には、日本の國産のオート・アラームが相當たくさん裝備されて、しかも、それに対しては、いまだかつてコンプレイントを受けたことは一ぺんもないという状況であつたのですが、今日までにはその点は変わったことがありますが、ありませんか。

それから輸出船については、この前は輸出船の大体二割くらいは國産のオート・アラームをつけているということですが、このごろはどういふふうになつておりますか。その状況。

それから國産のオート・アラームについて、電波監理局がその後技術的に何か特別の指導方針を持たれたのか、持たれないのか、そのままの、あるままの状態に放任しておられるのか、その点を両省からお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(西崎太郎君) 先生お尋ねのまず第一点の、一日一隻当たりの公衆無線電報の取り扱ひ通数、これは、先生御指摘のように、われわれのほうで持ち合わせておる資料が多少古いのですけれども、三十六年の二月十五日現在で、一隻当たり四・七二通という数字でございまして、多少の増減はあると思ひますが、詳細につきましては、電電公社のほうから担当の方が見えておりますので、そちらからお答えさせていただきます。

それから第二点の船舶局と本邦の海岸局との間の公衆無線電報の増加状況でございまして、これは、いづれあとで資料で提出させていただきますが、いいのではなからうかと思ひますが、年度で申しまして、二十六年に年間七十七万八千二百四通、この指數を基準にいたしますと、三十六年度が二百二十七万七千六百八十通で、指數で申しますと、二九三、こういう状況でございます。

それから第三のオート・アラームの輸出船への備え付け状況でございまして、三十六年の輸出船の数が五十一隻、これに對しまして國産のオート・アラームを備え付けたのが二十一隻、こういう状況でございまして、三十六年終りまでのトータルで申しますと、輸出船の總数が七百三十三隻のうち、國産のオート・アラームを備え付けたものが百四十七隻、率にしまして、先ほど先生がおっしゃつた二〇%という数字でございまして、郵政省がど

性能の向上につきまして、郵政省がど

の国際条約、これの実施に伴いまして、電波法の改正の必要があるかというお尋ねだと思いますが、この点につきましては、実は多少あるわけでございます。今、われわれのほうとしまして、その準備をいたしておりますが、

そのうちのおもなものとについて申し上げますと、新条約によりますと、今、先生おっしゃったように、無線設備を強制される非旅客船の範圍が、従来の五百トン以上という線から三百トン以

上という線に拡大されるわけでございまして、この関係の所要の改正、それからそれに伴いまして、無線通信士またはオート・アラームによる無休聴守の非旅客船の範囲が従来は千六百トンの

以上の——まあ当然、条約ですから外航船でございますが、それが、今度、先ほど申し上げました三百トン以上ということに拡大されますので、そういった関係の改正が必要になって参

ります。そのほか、多少設備の条件と
いったものにつきまして、改正が必要
になってくるかと考えます。

○新谷宴三郎君 改正が必要になっ
てくるというのは主として設備関係で、

条約の規定あるいは条約の精神によつて、より国内法を整備するという意味で、法律以下のいろいろの細目について改正をしなければならぬかと思つておたつたのですけれども、今の義務船舶

の範囲が広まったりすることのため
に電波法を改正する必要があるとい
うことになるのですから、それは、義務
船舶の範囲が広がるか、狭くなるか
ということとは、船舶安全法の関係で、

この電波法で言うと、第何種局になるかということだけが問題じゃないのですか。その意味では法律改正の必要は

ないのじゃないか、そういうふうで考えていいのじゃないかと思うのだが、どうなんですか。

○政府委員(西崎太郎君) 今先生がおっしゃいましたように、やはり義務船舶の範囲は、これは船舶安全法の問題であります。これは二番目に申し上げました無線守の範囲というものが、三百トン以上の外国航海に従事する船舶というところへ拡大される結果、当然六十五条その他は改正せざるを得ない、こういうふうで考えます。

○新谷寅三郎君 六十五条その他の関係規定の改正というものは、いつおやりになるのですか。

○政府委員(西崎太郎君) まだ正式にきめたわけじゃないんですが、われわれの心組みとしては、次の通常国会にお願いしたい、こういうふうで考えます。

○新谷寅三郎君 大体わかりました。運輸省関係では船舶安全法の改正がもうすでに行なわれているのですが、郵政省関係でも早く手続をされて、この条約の改正を十分に盛った国内法を早く整備されたほうがいいと思います。至急にその手続をされたほうがいいんじゃないかと私は考えます。

それから運輸省当局に伺いたいのですが、一昨年でしたか、電波法の改正案を審議した際に、海上無線通信士の需給状況が非常に悪かったのですね。非常に船のほうには乗る人が少なく、船の運航にも支障を生ずる一步手前にあったという記憶をしているのですが、今日、海上無線通信士の需給状況はどういうふうになっていきますか。前よりも緩和されているのか、いないのか。依然として足りないのか、

それを何かの方法で補おうと努力しているのか、そういったことを船員局長から伺いたいと思います。

○政府委員(若狭得治君) 一昨年の電波法改正の当時は、御指摘のように、非常に通信士が不足いたしました。そのために船舶が無線局を閉鎖する、あるいは停泊したまま動かない、あるいは航行資格を落としていくような、いろいろな事態が起こっていったわけでございまして、最近におきましては、一昨年のような逼迫の状態ではないようになっています。

その原因と申しますのは、新しく電波高校を卒業して、海運界に入ってきてます人数というものは、ずっと変わっていませんけれども、大体毎年六十名程度の新規採用しかできないという状況でございまして、一昨年の非常に窮乏状態の経験からいたしまして、海運各社間において相互融通というものを非常に幅広く全面的に行なっているというこのために、現在は漸く停船等の事態を避けておるといような状態でございます。

ただ、実際問題といたしまして、この通信士の不足の状態というのは決して緩和されておるといふことでございませんで、具体的な数字を申し上げますと、一般に、他の航海士、機関士という職種につきましましては、大体において予備員の数が二五%程度に上っておりますわけでありまして、ところが、船舶通信士につきましては、大体これは全部を通じて一〇%程度の予備員しか持っておられない。したがって、非常に窮乏にしておるといふような状態でございます。

○新谷寅三郎君 もう一つお伺いしま

すが、私の意見を含めて申し上げますのは多少早いかもしれないのですけれども、私は、この電波法の改正案の本文に書いてあるところは、日本の海上無線通信士の執務状況なり、したがって定数というものを国際水準に持つていこうということでありまして、素直にいうと日本の海上無線通信士であり、相当技術的に見ても高水準の技術を持つておられるが、またその操作についても、これは国際水準並みの扱いをしてしかるべきだと思ひますし、この点については少しも私は不安を持っていないのです。ただ問題は、附則の問題だと思ふのです。われわれも、衆議院で三を四年にした、これについてはいろいろ意見があるところですが、とにかく三年ないし四年という相当長い間、附則でもって経過規定をこしらえて、それから本格的にやろうという事になっておられるわけです。私は、問題は、郵政省も、それから運輸省も、電電公社も、関係の各機関が、こういうふうに船の問題としては画期的な問題でありますから、こういうふうな変革をしようとする際に、三年ないし四年の長い経過期間を置いて、これで準備を十分してやうていこうというのです。さて、その準備をしようという内容が一体何かということですが、これにどういふふうな考え方を持って、どんなことをしようとしているのか、これが一番の問題だと思ふのです。それによつて、海上の無線通信士の人たちがいろいろ訴えておられる事柄も解消するのでありますし、それから船主のほうの側が言っているような問題もこの三年ないし四年の間の準備期間

に、やりようによつて解消していくだろう、こういうふうな思ふのですが、これは、郵政省、運輸省及び電電公社がそれぞれの立場においてどういふふうなことを、どんな方針を持つてしようとするのかにかかっていると思ふのです。その意味において、少し先のことを言つて恐縮ですが、この点を明かにしておかれることが、この法律案を成立させた場合における今後の関係の機関のいろいろな問題に対する処理方を非常に明確にして、したがって、海上の不安をなくするといふのに役立つと思ひますから、これははっきりと、郵政省、運輸省、公社の当局から、ある程度責任のあるお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(西崎太郎君) われわれのほうに直接関係する、今の経過期間中における対策と申しますか、そういった点としましては、まず、何と申しましても、海岸局の整備を急ぐという問題が一つあると思ひます。それから第二点としましては、これは運用制度の問題であります。裏時間制度、これを最も実際に即したいき方を考える。それから第三点としまして、これは最後の手段だと思ひますが、いろいろと、外国海岸局経由の問題であるとか、あるいは電報の自主規制の問題、こういったような問題があるわけでございます。

そのうち、まず、海岸局の整備の問題でございますが、これは電電公社が担当されるわけでございますが、郵政省としましては、その整備に必要な周波数の確保ということが前提にもなるわけでございます。一番急ぐべき問題である、こういうふうな思つておりま

して、もちろん、今までもある程度の波の割当増加をやつて参つております。電電公社の海岸局に現に試験的に使つてもらつておるものもございます。しかし、いづれにしましても、そういった海岸局の整備に見合うだけの周波数の確保というものを急いで積極的にやうていきたい、これが一つでございます。

それから次に、裏時間の問題でございますが、この点につきましては、もちろん外国におきまして、そういう制度を採用しておる国も相当あるわけでありまして、そういう状況もよく勘案しまして、それから日本の船舶の分布状況、そういったものも十分把握いたしまして、できるだけ早くその案を作つていく、こういうふうな考えております。

郵政省として、特に経過期間中に、対策といたしまして研究を進めて参らなければならぬ問題は、そういう点にあると思ひます。

○政府委員(若狭得治君) 運輸省の関係といたしましては、この問題は航行の安全に影響する問題でございます。海上保安庁及び気象庁、その他各般の施策を講じているわけでございまして、まず、船員局の関係を申し上げます。現在、国会において設置法の改正をお願いしております。それによりまして、海技審議会を設置いたしまして、伝統的な船内の職制というものをも根本的に改めていこうというところを考へておられるわけでございます。これは、通信士の減員に伴ひまして、その職務をいろいろと分析いたしまして、現在通信士が行なつておるところのいろいろの他の作業を、いかに合理

的に処理していくかという問題も当然含まれるわけですが、船舶全体の新しい合理的な体制への移行ということも、通信士の問題も含めて、この中で検討していきたいというように考えておるわけでございます。

また、安全の問題につきましても、先ほど国際条約の問題も出ましたが、現在、安全法の施行規則によりまして、SOSを発信するブイを各船に義務づけるということも同時に考えておるわけでございます。また内航の無線電話の普及という点につきましても、関係の郵政省その他各団体とも連絡をとりながら、これを進めておるような状況でございます。また通信士の事務量の負担をできるだけ軽くするという点からみましても、先ほど電波監理局長から御説明のありました船主団体の通信の自主的な規制という問題についても今後指導して参りたいと考えておるわけでございます。

○説明員(山下武吉) 電電公社といたしましては、先ほど西崎電波監理局長がおっしゃられましたように、新しい周波数を割り当てていただきました。それに応じた海岸局の施設の拡充整備をはかりまして、またその運用、補修、そういう要員措置も講じまして、この法律の実施に支障のないようにいたす予定にいたしております。

○新谷三郎君 いろいろ問題はあると思いますが、この経過期間の間に、今お述べになったようなことももちろんですが、なお、そのほかにも、やったほうがいいが、今ここでは発表できないという問題も、私は多分にあると思いますけれども、そういう問題を、今この法律案の審議の

ときに関係の各機関がこういうことをやりたいと思います、またやらねばならぬと思つた、その熱意でほんとうにそれをやれば、私は、こういう問題、この法律案についてのいろいろの不安というものが、ほとんど解消してしまうだろうと思つたので、国会で法律案審議のときにはいろいろ答弁をされるけれども、法律が通つてしまつたら、どうもいろいろ実行の上で熱意を欠いたり、あるいは予算がとれなくて実行できなかったりというようなことから、当初皆さんが考えておられたような工合に結論がなかなか得にくいというのが実情だと思つたので、それと、全体としてはそんなに大きな問題じゃないと思つても、海上の無線の問題としては非常に画期的な改正をするわけですから、少なくとも、今言われたような事柄は、これはもう、関係の郵政大臣も、運輸大臣も、電電公社の総裁も、相当責任を持つておやりにならないと、これは言いつ放しじゃ私はいけないと思つたので、

たとえば、これはもう内容に入つて恐縮ですが、電波監理局長の言つた、これは国際的な影響もありますけれども、裏時間のような問題やなんか、私は、この前の国際無線電信の会議の前に、一体どういうことを政府が全権に訓令をしたのか、どういう主張をするのだというように聞いてみたのですけれども、こういう問題が起ることがわかつておりながら、こういうことについては何らの指令も与えていないのです。やはり、この次の国際会議が何かで、こういった問題は、各国に対して日本の実情を訴えて承認を

してもらわないと、実行できないという問題があるのです。だから、今ここで、ただ口先だけで答弁せられるのでなくて、また無線電信会議も近いうちにあるのですから、そのときには必ずこれを実行しますという熱意を失われぬようにせられたいと、これはもう言いつ放しになつてしまつたと思つたのです。この裏時間の問題のごときは、ほかの国でもやつておるのだし、これをやれば非常に通信の実情に沿つたような執務時間というものが得られるのです。私はこれは適切だと思つたので、これは私の意見になるから多くは言いませんが、よく御研究の上で、こういう問題がもし解決されれば、非常にこの問題の処理には役立つのだというところを、ひとつこれははっきり郵政省として決意をしておいていただきたい。やはり、次の無線電信会議にこういうことを持ち出して、日本の海上に割り当てられている短波の周波数が非常に少なくて困つておるのだという実情も述べて、各国からこういう特例を承認してもらつた措置を講じてもらいたいと思つたので、

○国務大臣(小沢久太郎君) この質疑を通じて、政府委員のほうから申しましたいろいろな点は、熱意を持って十分努力するつもりでございます。

○新谷三郎君 それから、運輸省でもぜひやつてもらいたいと思つたこととはいろいろありますが、今、とにかく無線通信士が、ラジオやいろいろな海外放送を聞いて、船内新聞を発行したり、中にはガリ版まで刷られたりして、とにかく本来の無線通信士の仕事でない仕事をやらされておる例が非常に多いと思つたのです。私は、試みに

ですが、ほんの一、二ですが、外国の船の航海日誌を見ますと、無線通信士の書いておるのを見ましたら、こういう仕事をやつておるところはまあないですね。ですから、これは甲板夫がやつていいの、あるいは事務員がやつていいの、あるいは船員局長がやつていいの、これは、船員局長の言われたように、船内のそういった仕事があるとするれば、どの部門でやらせるかということも、もう少し、これは放任するのじゃなくて、船主団体と海員の団体との協約でもいいし、あるいは運輸省がそれを指導してもいいのですが、とにかく、いたずらに雑務のために本来の仕事が妨げられることのないようにしなかならぬということとは、これはもちろんのこと、港内における停泊時の無線機器の簡単な修理というように、これについても、いろいろ言われておりますが、そういう問題もやはり同様だと思つた。

それから、電電公社なんかについて、この波の問題と関連するのです。が、しかし、波は何とかして、電波監理局長が言うように、いろいろ生み出して、あとからあとこれを試験してみたらどうか、これを使つてみたらどうかというので、協力していろいろ使える波、その時間、方向というように、なにもについて、共同で研究されれば、ある程度の融通はだんだんついていくと思つたのですけれども、しかし、問題は、海岸局の中をそれに就いて整備することです。このごろ、まあ海岸局ではありませんが、とにかく国内の電信電話にしましても、設備はできたけれども、たとえば電話についていい

ますと、座席が少ないうために、呼び出し符が出ても、なかなか人が出てこないという例がたまたまあるわけですね。外国通信を捉える海岸局でも、やはり座席の人員を節約しようとするの余り、通信があるにかかわらず、なかなかきめられた座席ではさばけないというように起こりがちだと思つたのです。そういうことについては、機器類を整備すると同時に、座席を十分に確保して、通信が渋滞しないような措置を講ずるのが当然の責務だと思つたのです。

その他、私はいろいろ申し上げたいことがありますが、これらのことは、先ほどもお答えになりましたように、郵政省、運輸省及び電電公社とも、みなそれぞれ熱意を持って、この三、四年間の準備期間に、今お話しになったような事柄をできるだけ改善されて、そして改正案によつて新しい体制に移行しても事務に支障がないように、また不安のないようにすること、これを前提として、すべての問題を処理していくということをして、そういう了解のもとに、私は、この法律案に對しましては、ひとつ大いに熱意を持って取り組んでもらいたいということを最後に希望しておきます。

私の質問は、これで終わりました。質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

○委員長(伊藤廣道君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

本日はこれにて散会します。

午後二時五十分散会

昭和三十八年四月二日印刷

昭和三十八年四月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局